

横浜市内の事業所から公共用水域に排出される排水に適用される基準

令和7年4月1日現在

横浜市内の事業所に適用される排水に関する基準は次の3つあります。

- ① 水質汚濁防止法（以下、水濁法）第3条第1項に規定される排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）に基づく「一般排水基準」
 - ② 神奈川県大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例に基づく「上乗せ排水基準」
 - ③ 横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下、市条例）第28条に基づく「規制基準」
- ①及び②は水質汚濁防止法の特定事業場に適用され、③は市内すべての事業所（畜舎を除く。）に適用されます。

基準適用表

事業所の区分		有害物質等	生活環境項目等				暫定排水基準
			BOD、COD、SS	pH 等	T-N	T-P	
1	一般の事業所	表 1-1 (P.2)	表 <u>1-2</u> ～ <u>1-3</u> (P.3,4)	<u>表 1-2</u> (P.3)	表 1-4-1 (P.4,5)	表 1-4-2 (P.5)	表 <u>5～6</u> (P.10,11)
2	し尿のみの事業所		<u>表 2-1</u> ～ <u>2-5</u> (P.6,7)	<u>表 1-2</u> (P.3)			
3	畜舎		<u>表 3</u> (P.7,8)				
4	旅館		表 <u>4-1</u> ～ <u>4-2</u> (P.8,9)	<u>表 4-3</u> (P.9)			

排水基準等の留意事項

- ①排水基準等は事業所の排水口に適用されます。
- ②測定方法は環境庁告示第64号で定める検定方法により、ダイオキシン類はJIS K3012、ニッケル及びその化合物はJIS K0102の59、外観はJIS K0102の8、臭気はJIS K0102の10.2に規定される方法によります。
- ③アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の許容限度は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量とします。
- ④温泉とは温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものを示します。
- ⑤水濁法のBODについての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に適用され、CODについての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に適用されます。
- ⑥許容限度の（ ）は「日間平均」を示し、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものです。

1 事業所に適用される基準

表 1 - 1 事業所に適用される基準（有害物質関係）

	項目		許容限度	
	水濁法	市条例		
	有害物質（健康項目）	排水指定物質	水濁法	市条例
1	カドミウム及びその化合物		0.03 mg/L	
2	シアン化合物		1 mg/L	
3	有機燐化合物（パ ラチオン、メチルパ ラチオン、メチルジ メトン及び EPN に限る。）		0.2 mg/L	
4	鉛及びその化合物		0.1 mg/L	
5	六価クロム化合物【水濁法_暫定あり】		0.2 mg/L	
6	砒素及びその化合物		0.1 mg/L	
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005 mg/L	
8	アルキル水銀化合物		検出されないこと。	
9	ポリ塩化ビフェニル（PCB）		0.003 mg/L	
10	トリクロロエチレン		0.1 mg/L	
11	テトラクロロエチレン		0.1 mg/L	
12	ジクロロメタン		0.2 mg/L	
13	四塩化炭素		0.02 mg/L	
14	1,2-ジクロロエタン		0.04 mg/L	
15	1,1-ジクロロエチレン		1 mg/L	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 mg/L	
17	1,1,1-トリクロロエタン		3 mg/L	
18	1,1,2-トリクロロエタン		0.06 mg/L	
19	1,3-ジクロロプロペン		0.02 mg/L	
20	チウラム		0.06 mg/L	
21	シマジン		0.03 mg/L	
22	チオベンカルブ		0.2 mg/L	
23	ベンゼン		0.1 mg/L	
24	セレン及びその化合物		0.1 mg/L	
25	ほう素及びその化合物【水濁法_暫定あり】		(海域以外)10 mg/L （海域）230 mg/L	
26	ふっ素及びその化合物【水濁法_暫定あり】		（海域以外） 8 mg/L （海域） 15 mg/L	
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物【水濁法_暫定あり】		100 mg/L	
28	1,4-ジオキサン		0.5 mg/L	
29	－	ダイオキシン類	－	10 pg-TEQ/L

備考 1 砒素及びその化合物に係る許容限度は、水濁法の場合、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場には、当分の間、適用されず、市条例の場合、昭和 49 年 12 月 1 日において現に湧出している温泉を利用する事業所には、適用されません。

2 市条例のダイオキシン類の規制基準は、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する大気基準適用施設が設置される事業所及び同法に規定する大気基準適用施設が設置される事業所から排出される下水を処理する終末処理場に限り適用されます。また、同法に規定する水質基準適用施設が設置される水質基準適用事業場には同法により「10 pg-TEQ/L」の基準が適用されます。

表 1－2 一般の事業所に適用される基準（生活環境項目関係）

	項目		許容限度			
	水濁法	市条例				
	その他の項目 (生活環境項目)	排水指定物質又は 汚染状態を示す項目	水濁法		市条例	
			新設	新設以外	新設	新設以外
1	水素イオン濃度（水素指数）(pH)		5.8 ～ 8.6			
2	生物化学的酸素要求量（BOD）		25(20)	60(50)	25	60
3	化学的酸素要求量（COD）		25(20)	60(50)	25	60
4	浮遊物質質量（SS）		70(40)	90(70)	70	90
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）		5			
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）		5	10	5	10
7	フェノール類含有量	フェノール類	0.5			
8	銅含有量	銅及びその化合物	1	3	1	3
9	亜鉛含有量 【 水濁法_暫定あり 】	亜鉛及びその化合物	1	2	1	2
10	溶解性鉄含有量	鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）	3	10	3	10
11	溶解性マンガン含有量	マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。）	1			
12	クロム含有量	クロム及びその化合物	2			
13	－	ニッケル及びその化合物	－		1	
14	大腸菌数		(800)		800	
15	窒素含有量（T-N）	－	表 1-4-1 参照		－	
16	リン含有量（T-P）	－	表 1-4-2 参照			
17	－	外観	－		受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色又は濁りがないこと。	
18	－	臭気			受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。	

備考 1 この基準の単位は、pH 及び大腸菌数以外の項目は mg/L、大腸菌数は CFU/ml です。

2 「新設」とは、水濁法の場合、昭和 46 年 11 月 1 日以後に設置する特定事業場（同日前から建設工事中のものを除く。）を示し、市条例の場合、昭和 46 年 9 月 11 日（廃棄物の最終処分場にあつては昭和 62 年 9 月 10 日）以後に設置された事業所（昭和 46 年 9 月 11 日（廃棄物の最終処分場にあつては昭和 62 年 9 月 10 日）前から建設工事中のものを除く。）を示します。

3 水濁法の排水基準は水素イオン濃度以外、排出水量が 50m³/日以上である特定事業場に適用されます。

4 水濁法の水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量の排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する特定事業場には適用されません。

5 市条例の銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物並びにクロム及びその化合物に係る規制基準は、昭和 49 年 12 月 1 日において現に湧出している温泉を利用する事業所には、適用されません。

6 廃棄物の最終処分場には排水量に関わらず、この市条例の規制基準が適用されます。

表 1－3 排水量が 50m³/日未満の一般の事業所に係る BOD、COD、SS の基準

	項目		許容限度（mg/L）					
	水濁法	市条例	水濁法	市条例				
	その他の項目 （生活環境項目）	汚染状態を 示す項目		備考 1 以外の業種		備考 1 の業種		
				新設	新設以外	平成 10 年 4 月 1 日以後		平成 10 年 4 月 1 日以前
		20m³/日以上	20m³/日未満					
1	生物化学的酸素要求量（BOD）		－	表 1-2 参照				130
2	化学的酸素要求量（COD）		－					130
3	浮遊物質 量（SS）		－					160

備考 1 この規制基準の特定の業種は日本標準産業分類に定める分類のうち次に掲げる分類を示します。

(1)製造業（食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く。）に限る。）、(2)情報通信業（通信業、新聞業及び出版業を除く。）、(3)卸売業、小売業、(4)不動産業、物品賃貸業（駐車場業及び物品賃貸業に限る。）、(5)学術研究、専門・技術サービス業、(6)宿泊業、飲食サービス業、(7)生活関連サービス業、娯楽業（旅行業を除く。）、(8)教育、学習支援業、(9)医療、福祉、(10)複合サービス事業（協同組合（他に分類されないもの）に限る。）、(11)サービス業（他に分類されないもの）

表 1－4－1 窒素含有量 (T-N) に係る排水基準

	業種その他の区分	許容限度 (mg/L)	
		新設	新設以外
1	しょう油・食用アミノ酸製造業	60(30)	80(40)
2	食品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20(10)	30(15)
3	アンモニア製造業	60(30)	80(40)
4	その他の無機化学工業製品製造業 （窒素又はその化合物を原料又は触媒として使用するものに限る。）	80(40)	100(50)
5	脂肪族系中間物製造業（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）	80(40)	100(50)
6	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）	100(50)	120(60)
7	合成ゴム製造業 （窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものに限る。）	80(40)	100(50)
8	その他の有機化学工業製品製造業（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）	30(15)	40(20)
9	医薬品原薬製造業（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）	40(20)	50(40)
10	化学工業（3の項から前項に掲げるものを除く。）	16(8)	20(10)
11	鉄鋼業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するものに限る。）	80(40)	100
12	鉄鋼業（前項に掲げるものを除く。）	16(8)	20(10)
13	その他の非鉄金属第 1 製錬・精製業	100(50)	120(60)
14	核燃料製造業	100(50)	120(60)
15	電気めっき業、溶融めっき業及びアルマイト加工業 （窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）	100(50)	120(60)
16	民生用電気機械器具製造業 （窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）	40(20)	60(30)
17	自動車・同附属品製造業 （窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）	40(20)	50(25)

18	製造業（１の項から前項に掲げるものを除く。）	20(10)	40(20)
19	下水道業	20	30
20	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人数が 201 人以上のものに限る。）	20(10)	50(30)
21	産業廃棄物処分業（窒素又はその化合物を含む廃液を処分するものに限る。）	40(20)	80(60)
22	１の項から前項までに分類されないもの【 水濁法_暫定あり 】	30(20)	50(30)

表 1－4－2 磷含有量（T-P）に係る排水基準

	業種その他の区分	許容限度（mg/L）	
		新設	新設以外
1	味そ製造業	3(1.5)	16(8)
2	しょう油・食用アミノ酸製造業	3(1.5)	6(3)
3	植物油脂製造業（磷又はその化合物を脱ガム剤として使用するものに限る。）	3(1.5)	16(8)
4	そう（惣）菜製造業	3(1.5)	8(4)
5	食品製造業（１の項から前項に掲げるものを除く。）	2(1)	6(3)
6	脂肪族系中間物製造業 （磷又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものに限る。）	8(4)	13
7	医薬品原薬製造業（磷又はその化合物を原料として使用するものに限る。）	2(1)	8(4)
8	鉄鋼業	1(0.5)	2(1)
9	電気めっき業、溶融めっき業及びアルマイト加工業 （磷又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）	2(1)	16(8)
10	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	1.5(1)	4(2)
11	民生用電気機械器具製造業 （磷又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）	2(1)	12(6)
12	自動車・同附属品製造業 （磷又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）	2(1)	16(8)
13	製造業（１の項から前項に掲げるものを除く。）	2(1)	4(2)
14	下水道業	1	4
15	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人数が 201 人以上のものに限る。）	2(1)	8(4)
16	産業廃棄物処分業（磷又はその化合物を含む廃液を処分するものに限る。）	2(1)	8(4)
17	１の項から前項までに分類されないもの【 水濁法_暫定あり 】	4(2)	8(4)

備考 1 「新設」とは、平成 11 年 4 月 1 日（水質汚濁防止法施行令第 1 条の改正により新たに定められた特定施設に係る場合にあっては、当該特定施設が定められた日をいう。以下この備考において同じ。）以後に設置する特定事業場（同日前から建設工事中のものを除く。以下「新設事業場」という。）を示します。

- この排水基準は、東京湾及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水についてのみ適用されます。
- 新設事業場以外の特定事業場で平成 11 年 4 月 1 日前において 2 以上の業種その他の区分に属するものには、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用されます。
- 新設以外の特定事業場で平成 11 年 4 月 1 日以後に同日前において属していた業種その他の区分以外の業種その他の区分に属することとなったものには、それらの排水基準のうち、同日において適用される許容限度のものを適用されます。
- 新設事業場で 2 以上の業種その他の区分に属する特定事業場には、それらの排水基準（水質汚濁防止法施行令第 1 条の改正により新たに属することとなった業種その他の区分（以下「追加業種等」という。）に係るものを除く。）のうち、最小の許容限度のもの（追加業種等を除いた当該特定事業場が属する業種その他の区

分が一であるときは、当該業種その他の区分に係る排水基準）を適用されます。

- 6 この排水基準は、工場又は事業場に係る污水等を処理する特定事業場には、当該特定事業場が当該工場又は事業場の属する区分に属するものとみなして適用されます。この場合において、当該工場又は事業場が属する区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、3から5までの規定が準用されます。
- 7 この排水基準は、排出水量が50m³/日未満である特定事業場には適用されません。
- 8 平成11年3月31日において設置されている単独処理浄化槽（し尿のみを処理するもの）のみを設置する特定事業場で、し尿及び雑排水のみを排出するものには、この排水基準は適用されません。

2 し尿処理施設又は下水道終末処理施設のみを設置する事業所に係るBOD、COD、SSの排水基準等

表2-1 し尿浄化槽（501人槽以上）のみを設置する事業所

	項目		許容限度（mg/L）			
	水濁法	市条例	水濁法		市条例	
	その他の項目 （生活環境項目）	汚染状態を示す項目	新設	新設以外	新設	新設以外
1	生物化学的酸素要求量（BOD）		25(20)	40(30)	25	40
2	化学的酸素要求量（COD）		25(20)	40(30)	25	40
3	浮遊物質（SS）		70(50)	80(60)	70	80

表2-2 指定地域特定施設（201人槽～500人槽）のみを設置する事業所

	項目		許容限度（mg/L）			
	水濁法	市条例	水濁法		市条例	
	その他の項目 （生活環境項目）	汚染状態を示す項目	新設	新設以外	新設	新設以外
				合併 合併以外		
1	生物化学的酸素要求量（BOD）		40(30)	80(60) 120(90)	40	130
2	化学的酸素要求量（COD）		40(30)	80(60) 120(90)	40	130
3	浮遊物質（SS）		80(60)	160(120) 180(140)	80	160

表2-3 し尿浄化槽（51人槽～200人槽）のみを設置する事業所

	項目		許容限度（mg/L）		
	水濁法	市条例			
	その他の項目 （生活環境項目）	汚染状態を示す項目	水濁法	市条例	
				新設	新設以外
1	生物化学的酸素要求量（BOD）		—	40	130
2	化学的酸素要求量（COD）		—	40	130
3	浮遊物質（SS）		—	80	160

表2-4 し尿浄化槽以外のし尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置する事業所

	項目		許容限度（mg/L）	
	水濁法	市条例		
	その他の項目 （生活環境項目）	汚染状態を示す項目	水濁法	市条例
1	生物化学的酸素要求量（BOD）		25(20)	25
2	化学的酸素要求量（COD）		25(20)	25
3	浮遊物質（SS）		70(50)	70

表 2-5 し尿浄化槽（50 人槽以下）のみを設置する事業所

	項目		許容限度（mg/L）	
	水濁法	市条例	水濁法	市条例
	その他の項目 （生活環境項目）	汚染状態を示す項目		
1	生物化学的酸素要求量（BOD）		—	130
2	化学的酸素要求量（COD）		—	130
3	浮遊物質（SS）		—	160

備考 1 「新設」とは、水濁法の場合、[表 2-1](#) においては平成 10 年 4 月 1 日以後、[表 2-2](#) においては平成 4 年 4 月 1 日以後に設置する特定事業場（同日前から建設工事中のものを除く。）を示し、市条例の場合、平成 10 年 4 月 1 日以後に設置した事業所（同日前から建設中のものを除く。）を示します。

2 「合併」とは、し尿と併せて雑排水（炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い排出される水をいい、工場排水その他の特殊な排水を除く。）を処理する指定地域特定施設のみを設置する特定事業場を示します。

3 [表 2-2](#)、[2-3](#)、[2-5](#) の水濁法の排水基準は排出水量が 50m³/日未満である特定事業場には適用されません。

3 畜舎に係る排水基準（生活環境項目関係）

表 3 畜舎等のみを設置する事業場

	項目	許容限度
	水濁法	
	その他の項目（生活環境項目）	水濁法
1	水素イオン濃度（水素指数）（pH）	（海域以外）5.8 ～ 8.6 （海域）5.0 ～ 9.0
2	生物化学的酸素要求量（BOD）	160(120) mg/L
3	化学的酸素要求量（COD）	160(120) mg/L
4	浮遊物質（SS）	200(150) mg/L
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30 mg/L
7	フェノール類含有量	5 mg/L
8	銅含有量	3 mg/L
9	亜鉛含有量	2 mg/L
10	溶解性鉄含有量	10 mg/L
11	溶解性マンガン含有量	10 mg/L
12	クロム含有量	2 mg/L
13	大腸菌数	(800) CFU/ml
14	窒素含有量（T-N）	表 1-4-1 参照
15	リン含有量（T-P）	表 1-4-2 参照

備考 1 「畜舎等」とは、次に掲げる施設を示します。

- (1) 特定施設 No. 1 の 2
 - (イ) 総面積 50m²以上の豚房施設
 - (ロ) 総面積 200m²以上の牛房施設
 - (ハ) 総面積 500m²以上の馬房施設

- (2) (1)に掲げる施設を設置する 2 以上の特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（し尿処理施設及び下水道終末処理施設を除く。）

- 2 この排水基準は、排出水量が 50m³/日未満である特定事業場には適用されません。ただし、BOD、COD、SS 及び大腸菌数の排水基準は、豚房施設の総面積が 300m² 以上又は牛房施設の総面積が 200m² 以上の特定事業場には、排出水量が 50m³/日未満であっても適用されます。

4 旅館に係る排水基準等（生活環境項目関係）

表 4－1 旅館に係る排水基準等（BOD、COD 及び SS）

	項目		対象事業所 (排水量)	許容限度 (mg/L)			
	水濁法	市条例		水濁法		市条例	
	その他の項目 (生活環境項目)	排水指定物質又は 汚染状態を示す項目		新設	新設以外	新設	新設以外
1	生物化学的酸素要求量 (BOD)		100m³/日未満	25(20)	130(100)	25	130
2	化学的酸素要求量 (COD)			25(20)	130(100)	25	130
3	浮遊物質 量 (SS)			50(40)	200(150)	50	200
4	生物化学的酸素要求量 (BOD)		100m³/日以上	25(20)	90(60)	25	90
5	化学的酸素要求量 (COD)			25(20)	90(60)	25	90
6	浮遊物質 量 (SS)			50(40)	160(120)	50	160

備考 1 水濁法の排水基準は排水量が 50m³/日以上、市条例の基準は 20m³/日以上の事業所に適用されます。なお、20m³/日未満の事業所には[表 1-3](#) の市条例の規制基準が適用されます。

- 2 市条例の「新設」とは、昭和 49 年 12 月 1 日以後に設置した事業所（同日前から建設中のものを除く。）であって、排水量が 50m³/日以上のもので、及び平成 10 年 4 月 1 日以後に設置した事業所（同日前から建設中のものを除く。）を示します。

表 4－2 昭和 49 年 12 月 1 日前に設置された旅館業に属する事業所（同日前から建設中のものを含む。）で、し尿浄化槽（501 人槽以上）を設置する事業所

	項目		許容限度 (mg/L)	
	水濁法	市条例		
	その他の項目 (生活環境項目)	排水指定物質又は 汚染状態を示す項目	水濁法	市条例
1	生物化学的酸素要求量 (BOD)		—	40
2	化学的酸素要求量 (COD)		—	40
3	浮遊物質 (SS)		—	80

備考 この規制基準は排水量が 20m³/日以上に適用されます。なお、20m³/日未満の事業者には[表 1-3](#) の市条例の規制基準が適用されます。

表 4－3 旅館に係る排水基準等（BOD、COD 及び SS 以外の生活環境項目関係）

	項目		許容限度		
	水濁法	市条例			
	その他の項目 (生活環境項目)	排水指定物質又は 汚染状態を示す項目	水濁法	市条例	
				新設	新設以外
1	水素イオン濃度（水素指数）（pH）		(海域以外) 5.8 ～ 8.6 (海域) 5.0 ～ 9.0	5.8 ～ 8.6	
2	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）		5 mg/L		
3	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）		30 mg/L	5 mg/L	10 mg/L
4	フェノール類含有量	フェノール類	5 mg/L	0.5 mg/L	
5	銅含有量	銅及びその化合物	3 mg/L	1 mg/L	3 mg/L
6	亜鉛含有量	亜鉛及びその化合物	2 mg/L	1 mg/L	2 mg/L
7	溶解性鉄含有量	鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）	10 mg/L	3 mg/L	10 mg/L
8	溶解性マンガン含有量	マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。）	10 mg/L	1 mg/L	
9	クロム含有量	クロム及びその化合物	2 mg/L		
10	－	ニッケル及びその化合物	－	1 mg/L	
11	大腸菌数		(800) CFU/ml	800CFU/ml	
12	窒素含有量（T-N）	－	表 1-4-1 参照	－	
13	リン含有量（T-P）	－	表 1-4-2 参照		
14	－	外観	－	受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色又は濁りがないこと。	
15	－	臭気		受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。	

備考 1 「新設」とは、昭和 49 年 12 月 1 日以後に設置された事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）を示します。

2 水濁法の排水基準は、排出水量が 50m³/日以上である特定事業場に適用されます。

3 水濁法の水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量の排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場には、当分の間、適用されません。

5 暫定排水基準等について

(1) 水質汚濁防止法における暫定排水基準

表5-1-1 ほう素及びその化合物の暫定排水基準

業種その他の区分	許容限度	暫定適用期間
電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	30 mg/L	令和7年6月30日まで
ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	40 mg/L	令和7年6月30日まで
下水道業（旅館業（温泉を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。）から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	40 mg/L	当分の間
金属鋳業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	100 mg/L	令和7年6月30日まで
旅館業（ほう素 500mg/L 以下の温泉を利用するものに限る。）	300 mg/L	当分の間
旅館業（ほう素 500mg/L を超える温泉を利用するものに限る。）	500 mg/L	当分の間

表5-1-2 ふっ素及びその化合物の暫定排水基準

業種その他の区分	許容限度	暫定適用期間
ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	12 mg/L	令和7年6月30日まで
電気めっき業（排水量が 50m ³ /日以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	15 mg/L	令和7年6月30日まで
旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、排水量が 50m ³ /日以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	15 mg/L	当分の間
旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。）を除く。）を利用するものであって排水量が 50m ³ /日未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	30 mg/L	当分の間
電気めっき業（排水量が 50m ³ /日未満であるものに限る。）	40 mg/L	令和7年6月30日まで
旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。）を利用するものであって排水量が 50m ³ /日未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	50 mg/L	当分の間

表5-1-3 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準

業種その他の区分	許容限度	暫定適用期間
畜産農業（総面積が 200m ² 以上の牛房施設を有するものに限る。）	300 mg/L	令和7年6月30日まで
ジルコニウム化合物製造業	350 mg/L	令和7年6月30日まで
畜産農業（総面積が 50m ² 以上の豚房施設を有するものに限る。）	400 mg/L	令和7年6月30日まで
モリブデン化合物製造業	1,300 mg/L	令和7年6月30日まで
バナジウム化合物製造業	1,650 mg/L	令和7年6月30日まで
貴金属製造・再生業	2,800 mg/L	令和7年6月30日まで

表5-1-4 六価クロム化合物の暫定排水基準

業種その他の区分	許容限度	暫定適用期間
電気めっき業	0.5 mg/L	令和9年3月31日まで

備考 「業種その他の区分」に属する特定事業場が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場の排水基準は、それらのうち、最大の許容限度のものが適用されます。

表 5 - 2 亜鉛の暫定排水基準

業種その他の区分	許容限度	暫定適用期間
電気めっき業	3 mg/L	令和 11 年 12 月 10 日まで

備考 この排水基準は「新設以外」の特定事業場に適用されます。「新設」とは、昭和 46 年 11 月 1 日以後に設置する特定事業場（同日前から建設工事中のものを除く。）を示します。

表 5 - 3 - 1 窒素含有量（T-N）の暫定排水基準

業種その他の区分	許容限度	暫定適用期間
天然ガス鉱業	160(150) mg/L	令和 10 年 9 月 30 日まで
畜産農業（総面積が 50m ² 以上の豚房施設を有するものに限る。）	130(110) mg/L	令和 10 年 9 月 30 日まで
酸化コバルト製造業	200(100) mg/L	令和 10 年 9 月 30 日まで
バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業（バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。）	4,100(3,100)mg/L	令和 10 年 9 月 30 日まで

表 5 - 3 - 2 磷含有量（T-P）の暫定排水基準

業種その他の区分	許容限度	暫定適用期間
畜産農業（総面積が 50m ² 以上の豚房施設を有するものに限る。）	22(18) mg/L	令和 10 年 9 月 30 日まで

備考 1 この排水基準は排出水量が 50m³/日以上である特定事業場に適用されます。

2 「業種その他の区分」に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、[表 1-4-1](#)、[1-4-2](#) 又はこの表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場には、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものが適用されます。

3 この排水基準は、特定事業場に係る汚水等を処理する事業場には、当該事業場が当該特定事業場の属する業種に属するものとみなして適用します。この場合において、[表 1-4-1](#)、[1-4-2](#) 又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、2 の規定が準用されます。

（2）市条例における暫定規制基準

表 6 六価クロム化合物の暫定排水基準

業種その他の区分	許容限度	暫定適用期間
電気めっき業	0.5 mg/L	令和 9 年 3 月 31 日まで

備考 「業種その他の区分」に属する特定事業場が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の規則別表第 11 又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該特定事業場の規制基準は、それらのうち、最大の許容限度のものが適用されます。